

株 主 各 位

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

連結注記表

■計算書類

個別注記表

株式会社ドリコム

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主にスマートフォン向けゲームの開発・運用を行う「ゲーム事業」、当社グループの中長期の成長を担うゲーム以外のエンターテインメント領域の事業創出を行う「コンテンツ事業」を主要な事業内容としております。

なお、当連結会計年度より、従来の「メディア事業」のセグメント名称を、「コンテンツ事業」に変更しております。

(2) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都品川区
---	---	--------

② 子会社

株 式 会 社 ス タ ジ オ レ ッ ク ス	東京都品川区
株 式 会 社 B l a s T r a i n	東京都品川区
株 式 会 社 ド リ ア ッ プ	東京都品川区

(3) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ゲ ー ム 事 業	243 (3) 名	8名減 (-)
コ ン テ ン ツ 事 業	52 (2) 名	5名増 (3名減)
全 社 (共 通)	61 (5) 名	10名減 (5名増)
合 計	356 (10) 名	13名減 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社グループ外から当社グループへの出向者（5名）を含みます。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、従来の「メディア事業」のセグメント名称を、「コンテンツ事業」に変更しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
270 (10) 名	6名減 (2名増)	38.0歳	6.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,420,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,600,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	382,300千円

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(3) 発行可能株式総数 80,000,000株

(4) 発行済株式の総数 29,340,212株

(注)発行済株式の総数は、特定譲渡制限付株式発行により66,104株、新株予約権の権利行使により50,000株増加しております。

(5) 株主数 10,945名

(6) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 藤 裕 紀	9,930,000株	33.88%
株式会社バンダイナムコホールディングス	5,532,000株	18.87%
山 口 憲 一	744,500株	2.54%
株 式 会 社 S B I 証 券	698,383株	2.38%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	564,000株	1.92%
株 式 会 社 モ バ テ ッ ク	250,000株	0.85%
武 田 壮 太 郎	240,000株	0.81%
松 井 証 券 株 式 会 社	187,600株	0.64%
廣 瀬 敏 正	145,100株	0.49%
野 村 證 券 株 式 会 社	130,700株	0.44%

- (注) 1. 当社は自己株式を35,995株所有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当社が導入している株式給付信託（J-ESOP）に基づき株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式564,000株は自己株式には該当ませんが、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、貸借対照表上は自己株式として表示されております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第18回 新株予約権
発 行 決 議 日		2025年1月9日
新 株 予 約 権 の 数		3,000個（1円新株予約権2,000個、 税制適格新株予約権1,000個）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		① 1円新株予約権 新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり 0.01円) ②税制適格新株予約権 新株予約権1個当たり 89,700円 (1株当たり 897円)
権 利 行 使 期 間		2027年7月1日から 2031年6月30日まで
行 使 の 条 件		(注)
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 300,000株 交付対象者数 2名
	子会社の役員及び使用人	—

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 1円新株予約権者は、(i) 当社の時価総額（当社の特定日における東京証券取引所の売買立会における最終価格に、当該特定日における当社の流通株式の数を乗じて得た額をいう。）が、割当日から2031年6月29日までの任意の期間において、5営業日連続して1000億円を超える金額となり、かつ、(ii) 次の各号に掲げる条件を充足した場合において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行行使可能な新株予約権の個数とする。

- (i) 2025年1月31日から2027年3月31日まで、継続して、当社の取締役又は社長執行役員若しくは副社長執行役員（以下「役付執行役員」という。）の地位にあること
割当てを受けた1円新株予約権の総数の1／3
 - (ii) 2027年4月1日から2028年3月31日まで、継続して、当社の取締役又は役付執行役員の地位にあること
割当てを受けた1円新株予約権の総数の1／3
 - (iii) 2028年4月1日から2029年3月31日まで、継続して、当社の取締役又は役付執行役員の地位にあること
1円新株予約権の残数
- ②税制適格新株予約権については、次の各号に掲げる条件を充足した場合において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。
- (i) 2025年1月31日から2027年3月31日まで、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあること
割当てを受けた税制適格新株予約権の総数の1／3
 - (ii) 2027年4月1日から2028年3月31日まで、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあること
割当てを受けた税制適格新株予約権の総数の1／3
 - (iii) 2028年4月1日から2029年3月31日まで、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあること
税制適格新株予約権の残数
- ③本新株予約権者は、権利行使時において、1円新株予約権については、当社の取締役又は役付執行役員の地位にある場合に限り、また、税制適格新株予約権については、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ④本新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができない。
- ⑤その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等の遵守に関する基本方針として、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。当社及び子会社の取締役は、当該規範に従い、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。
- ・法令等の遵守を実現するために、「コンプライアンス規程」及び具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。
- ・コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役会が指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を、当社の取締役会の下部組織として設置する。当社及び子会社のコンプライアンス体制構築の遂行状況については、必要に応じて当社のコンプライアンス委員会及び当社の取締役会に報告する。
- ・当社及び子会社の取締役及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部通報規程」等で定めてルール化する。
- ・他の業務部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を当社及び子会社において実施し、結果を当社に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社及び子会社のコンプライアンス体制の適正を確保する。
- ・当社及び子会社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

② 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
- ・当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
- ・当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保存及び管理する。また、情報の保存及び管理の適正を内部監査室による監査等により確認する。
 - ・「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」を定め、当社の情報資産を適切に管理し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障、若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
- ④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「グループリスク管理基本方針」を定め、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する体制を整備する。
 - ・当社及び子会社の損失発生の防止と最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」に基づき、当社にリスク統括委員会を設け、当社及び子会社の取締役からの報告を受けて、リスクの回避、軽減等に必要な措置を講じる。また、同規程に基づき、危機に対する適正かつ迅速な対応及び再発防止策の策定方法を定めて、危機対応体制を整備する。
- ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社の基本理念、経営姿勢を示した「グループ経営方針」を定め、その周知を図る。
 - ・子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前協議を求める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の要請があった場合、速やかに、監査等委員会の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事評価・異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - ・監査等委員会の補助を行う使用人は、監査等委員会の指示命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指示命令を受けないものとする。

- ⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査等委員は、当社の取締役会の他、経営上重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・当社の監査等委員は、重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- ⑧ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題の他、監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。
 - ・内部監査室は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 - ・稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が選定する監査等委員が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - ・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、「コンプライアンス行動規範」及び「反社会的勢力排除規程」に明記し、反社会的勢力並びに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶する。

- ・反社会的勢力による不当な要求に対しては、法務部門を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、事案に応じて関係部門と協議の上、対応する。

(2) 運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を25回開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

② 子会社経営管理

子会社から、月1回以上経営及び財務状況の報告を受けるとともに、子会社が重要な事項を決定する場合には、事前協議を行いました。

③ 監査等委員会

当事業年度において監査等委員会を14回開催し、監査等委員相互の意見交換を行うとともに、内部監査室からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、常勤の監査等委員が取締役会の他、経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなど情報収集を行いました。

④ 内部監査の実施

内部監査室が、年間の監査計画に基づき各部署及び子会社に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

- ・有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。

- ・棚卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・商品

移動平均法

- ・仕掛品

個別法

② 固定資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～8年

- ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

- ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充て
るため、支給見込額に基づき計上しており
ます。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ゲーム事業（ユーザーからの課金収入）

当社グループは、主にスマートフォン上でプレイするソーシャルゲームの開発・運用を行っております。当社グループは、国内外のプラットフォーム運営事業者の運営するプラットフォーム上、またはプラットフォームを介してソーシャルゲームをユーザーに無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。なお、当社グループがユーザーに対して提供するアイテムはおおむね消費性アイテム（ユーザーの一定の行為により消費され、継続的な便益をユーザーにもたらさない。）であり、アイテムの購入から消費までの期間が極めて短いことから、アイテムの販売時に収益を認識しております。

ロ. ゲーム事業（共同事業者から収受するレベニューシェア等）

当社グループは、ソーシャルゲームの企画、開発、配信及び運用の取組に際し、①当社がソーシャルゲームの企画、開発及び運用（配信及びマーケティングを除く）を担い、配信及びマーケティングを共同事業者（IPプロジェクト・パートナー）が担う形態、②当社がソーシャルゲームの企画、開発及び運用（配信及びマーケティング含む）を共同事業者と分担し収益を共有する取組形態があります。そこで、当社グループは、共同事業者に対し、主にソーシャルゲームの運用サービスを提供しております。運用サービスに係る収益は、顧客との業務受託契約に基づいて運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該業務受託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ハ. ゲーム事業（その他）

ソーシャルゲームの開発・運用に関連する成果物の納品などの収益であり、主に開発の進捗に応じて収益を認識しております。

ニ. コンテンツ事業

小説、コミックス等の書籍、電子書籍の出版、販売を行っており、書籍については出荷時点で収益を認識するとともに、返品見込額を返金負債として計上し、収益から控除しております。また、主に法人向けの販売促進活動に関連したサービスを提供しており、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

⑤ 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2012年7月30日開催の取締役会決議に基づいて、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しました。本制度は、当社グループ従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として取引所市場より取得した当社株式を給付する事により、報酬や当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに収益及び費用については、連結貸借対照表、連結損益計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末において信託口が所有する自己株式数は総額法の適用により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は251,915千円、株式数は564,000株であります。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、貸借対照表の「投資その他の資産」に区分掲記しておりました「敷金」は、金額的重要性が乏しいことから、「その他」に含めております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(ゲーム事業に係る固定資産の減損)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ソフトウェア 3,657,917千円

ソフトウェア仮勘定 604,944千円

ゲーム事業では、主に開発中のゲームに要した費用をソフトウェア仮勘定に計上しており、ゲームの配信開始時にソフトウェアに振り替えております。ソフトウェアは過去のゲームの稼動実績に鑑み、2年を上限に償却期間を決定しております。

ソフトウェア仮勘定については、開発状況に重要な懸念が生じた場合等には、減損の兆候を識別します。また、ソフトウェアについては、ゲームの運用に伴う月次の損益実績が継続して（最長1年間）マイナスである等の場合には、減損の兆候を識別します。減損の兆候が識別された場合、各ゲームの将来キャッシュ・フロー計画を策定した上で、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、当連結会計年度においてゲーム事業に係る減損損失1,121,886千円を計上しております。また、当連結会計年度において減損の兆候を識別したものの減損損失を計上していない資産グループはありません。

当該将来キャッシュ・フロー計画は、直近までのゲームの運用に伴う損益実績や、実行可能性の高い今後の施策等を加味して策定されますが、予期せぬ収益性低下により期待する収益が獲得出来ない等の状況が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、資産及び減損損失の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

149,547千円

(2)財務制限条項

① 1年内返済予定長期借入金のうち400,000千円及び長期借入金1,200,000千円（2024年3月26日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。

(a)連結貸借対照表において、2025年3月決算期末日の純資産の合計額を2024年3月決算期末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。

(b)連結損益計算書において、営業損益の金額を2期連続でマイナスとしないこと。

② 1年内返済予定長期借入金のうち664,000千円及び長期借入金506,000千円（2023年12月26日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。

(a)2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を2期連続してマイナスとしないこと。

(b)2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を△25億円以下としないこと。

③ 1年内返済予定長期借入金のうち500,000千円及び長期借入金750,000千円（2022年9月30日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。

(a)2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を2期連続してマイナスとしないこと。

(b)2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を△25億円以下としないこと。

なお、当連結会計年度末において上記全ての財務制限条項に抵触しておりません。

6. 連結損益計算書に関する注記

・減損損失

減損損失は、主にゲーム事業におけるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について帳簿価額を回収可能価額まで減損を実施したものであります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	29,224,108株	116,104株	—	29,340,212株
合計	29,224,108株	116,104株	—	29,340,212株
自己株式				
普通株式	615,695株	1,900株	17,600株	599,995株
合計	615,695株	1,900株	17,600株	599,995株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加116,104株は、特定譲渡制限付株式発行およびストックオプションの行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,900株は特定譲渡制限付株式の譲渡制限解除前の無償取得による増加であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少17,600株は株式給付信託口（J-ESOP）の株式交付による減少であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、ESOP信託口が保有する当社株式564,000株が含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は、主に運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金	(4,627,300)	(4,624,924)	△2,375

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

3. 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	4,624,924	—	4,624,924

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル２に分類しています。

９．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

セグメント区分	売上収益の主要な区分	当連結会計年度
ゲーム事業	ユーザーからの課金収入	7,472,516
	共同事業者から収受するレベニューシェア等	3,798,362
	その他	649,828
	計	11,920,708
コンテンツ事業	—	734,476
	合計	12,655,184

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主にゲーム事業において主にスマートフォン上でプレイするソーシャルゲームの開発・運用を行っております。当社グループは、国内外のプラットフォーム運営事業者の運営するプラットフォーム上または、プラットフォームを介してソーシャルゲームをユーザーに無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

契約負債（期首残高）291,253千円

契約負債（期末残高）327,757千円

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主にユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 162円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 △36円10銭

(注) 当連結会計年度の普通株式の平均株式数及び期末における発行済株式総数について、その計算において控除する自己株式に、ESOP信託口として保有する当社株式564,000株を含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

① その他有価証券

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。

② 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・ 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 商 品

移動平均法

・ 仕掛品

個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

・ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(5) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2012年7月30日開催の取締役会決議に基づいて、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しました。本制度は、当社グループ従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として取引所市場より取得した当社株式を給付する事により、報酬や当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに収益及び費用については、貸借対照表、損益計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末において信託口が所有する自己株式数は総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は251,915千円、株式数は564,000株であります。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記（ゲーム事業に係る固定資産の減損）」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 130,440千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ①短期金銭債権 | 23,148千円 |
| ②短期金銭債務 | 113,253千円 |
- (3) 財務制限条項
- ① 1年内返済予定長期借入金のうち400,000千円及び長期借入金1,200,000千円（2024年3月26日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。
- (a) 連結貸借対照表において、2025年3月決算期末日の純資産の合計額を2024年3月決算期末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。
- (b) 連結損益計算書において、営業損益の金額を2期連続でマイナスとしないこと。
- ② 1年内返済予定長期借入金のうち664,000千円及び長期借入金507,000千円（2023年12月26日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。
- (a) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を2期連続してマイナスとしないこと。
- (b) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を△25億円以下としないこと。
- ③ 1年内返済予定長期借入金のうち500,000千円及び長期借入金750,000千円（2022年9月30日付シンジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されています。
- (a) 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を2期連続してマイナスとしないこと。
- (b) 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純損益を△25億円以下としないこと。

なお、当事業年度末において上記全ての財務制限条項に抵触していません。

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 売上高 | 3,994,337千円 |
| 売上原価 | 875,225千円 |
| 販売費及び一般管理費（関係会社による運用費の負担） | △9,600千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 764,978千円 |
- (2) 減損損失
- 減損損失は、主にゲーム事業におけるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について帳簿価額を回収可能価額まで減損を実施したものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 599,995株

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、ESOP信託口が保有する当社株式564,000株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受収益	99,710千円
賞与引当金	78,753
減価償却超過額	446,748
関係会社株式	16,811
資産除去債務	31,518
投資有価証券	46,084
前受金	81,571
税務上の繰越欠損金	362,923
その他	251,497
繰延税金資産小計	1,415,615
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△120,780
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△439,748
評価性引当額小計	△560,528
繰延税金資産合計	855,086
繰延税金負債	
資産除去費用	△19,802
其他有価証券評価差額金	△4,608
繰延税金負債合計	△24,410
繰延税金資産の純額	830,676

(注)「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第十三号）」が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の30.62%から31.52%に変更される見込みです。なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
そ の 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	株式会社バン ダイナムコエ ンターテイン メ ン ト (株 式 会 社 バンダイナム コホールディ ン グ ス の 子 会 社)	なし	ゲームの 開発・運用	運用受託収入 (注)	3,127,632	売 掛 金	449,458
				開発費用及び 運用費用の収 受(注)	281,870	未 収 入 金	98,556
そ の 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	株式会社バン ダイナムコネ クサス(株式 会社バンダイ ナムコエンタ ーテインメン トの子会社)	なし	ゲームの 開発・運用	運用受託収入 (注)	850,667	売 掛 金	112,794

(注) ゲームの開発・運用については、契約毎に交渉により決定しております。

10. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 149円02銭

(2) 1株当たり当期純利益 △26円01銭

(注) 当事業年度の普通株式の平均株式数及び期末における発行済株式総数について、その計算において控除する自己株式に、ESOP信託口として保有する当社株式564,000株を含めております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表

9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。